

【事例】

Yは、自己所有地である甲土地について、Aとの間で、賃貸期間を20年とし、その期間中は定額の賃料を支払う旨の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結し、Aは甲土地を太陽光発電用地として利用していた。その後、甲土地は、XとYとの共有となった。しかし、甲土地の管理は引き続きYが行っており、YA間の本件賃貸借契約も従前どおり維持されていた。そして、Aからの賃料については、Yが回収を行い、Xに対してはその持分割合に応じた額が回収した賃料から交付されていた。

ところが、ある時点からYはXに対してこれを交付しないようになったので、Xから委任を受けた弁護士BがYと裁判外で交渉をしたものの、Yは今後一切支払に応じるつもりはないと強硬に主張した。そこで、Bは、回収した賃料のうちYの持分割合を超える部分についてはYが不当に利得しているとして、Yに対して不当利得返還請求訴訟を提起することとした。

なお、Bが確認したところによると、Aが運営する太陽光発電事業の経営は極めて順調であり、本件賃貸借契約が締結されてから10年が経過した現在まで、本件賃貸借契約の約定どおりに賃料の支払を続けていて、未払いはないとのことであった。

【設問】

Xは、何度も訴訟を提起したくないということから、残りの賃貸期間に係る利得分についても請求をしたいと考え、訴え提起の時点では未発生である、残りの賃貸期間に係る利得分も含めて不当利得返還請求訴訟を提起した。この訴えの適法性の有無について論じなさい。

【出題趣旨】

設問は、将来にわたり継続的に発生する不当利得の返還を求める訴えに関して、将来の給付の訴えと現在の給付の訴えとの区別の基準及び将来の給付の訴えの利益の判断要件等について問うものである。

特に、将来の給付の訴えについての民事訴訟法第135条の趣旨に触れつつ、将来の給付の訴えの利益の判断要件について関連する最高裁昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁、等にも言及しながら自説を展開した上で、本件事案における具体的な事実関係を踏まえたあてはめが求められている。

【採点基準】

○ 合計して50点を超えるときは、50点で評価。各項目の点数は、上限を意味します。

本問は、答案のカタチを作るのが難しいものであるため、厳密な採点基準を以下では採用しておりません。補助説明を読んでいただいて、スジの通っているものであれば評価し、点数を付与していただければと思います。

1 将来の給付の訴えと現在の訴えとの区別（10点）

[考慮すべき要素]

✓ 給付の訴えの定義

・・・明確な定義の記載がなくても、将来給付の訴えの意義や区別の基準を書いている場合には、一定の評価をしてもよいのではないかと思います

✓ 現在の給付の訴えと将来の給付の訴えの区分

✓ あてはめ

[補足説明]

給付の訴えは、原告がすでに履行すべき状態にある給付請求権を主張する現在の給付の訴えと、将来履行すべき状態になる給付請求権を主張する将来の給付の訴えに分かれ、両者は、事実審の口頭弁論終結時において履行すべき状態にあるとして請求がされているかどうかで区別される・

本問の訴えは、回収した賃料のうち自己の持分割合を超える部分につき、Yが不当に利得しているものであり、(a) 口頭弁論終結時までの間の不当利得返還請求と、(b) 口頭弁論終結時以降賃料の交付がなされるまでの間の不当利得返還請求に分かれ、(a) が現在の給付の訴えであり、(b) が問題となる将来の給付の訴え部分であることの指摘

2 規範定立ー将来の給付の訴えとその訴え利益（計35点）

(1) 問題の所在（10点）

[考慮要素]

✓ 訴えの利益の意義

・・・この意義を書かない答案も多いと思います。

上記コメントと同様に、将来給付の訴えの利益としての記載が十分であれば、一定の評価をしてもよいと思います。

✓ 将来の給付の訴え（民訴135条）について訴えの利益の存否（適法性）が問題となる理由

⇒ 下記補足説明参照

✓ 民訴135条の判断枠組み

⇒ 請求適格+「あらかじめその請求をする必要がある場合」（民訴135条）

[補足説明]

訴えの利益は、審理判決の対象である特定の請求（原告の権利主張）について本案判決をすることが、当該紛争の解決にとって必要であり有効適切であることを意味するところ、**現在の給付の訴え**については、原則として、本案判決をする必要性が認められる。

これに対して、**将来給付の訴え**（＝口頭弁論終結時までに履行を求めることができる状態にならない給付請求権を訴訟物として主張する訴え）は、基準時（＝口頭弁論終結時）において、履行すべき状態にない給付請求権が主張されていることから・・・

①基準時までには主張された事実および提出された証拠に基づき、将来において履行すべき状態にある給付請求権の存否を判断しなければならず（以下、**(a) 参照**）、また

②かかる判断に基づく給付判決を債務名義として、将来履行すべき状態を待つてはじめて強制執行がなされる（以下、**(b) 参照**）という特質がある。

それゆえ、現時点において、給付判決をすることが必要か、適切かという問題が生じる。

民訴135条は・・・

(a) そのような請求権が本案判決をするのに適しているか（**請求適格**）

(b) 原告があらかじめ給付判決を得る必要があるのか

という観点から、訴えの利益の存否を判断する規定である。

すなわち、(a) 給付請求権が本案判決をするのに適していることを前提に、(b) 具体的事案における本案判決の必要性として、「あらかじめその請求をする必要がある場合」に、適法な訴えとなることを規定している。

（２）将来給付の訴えの請求適格（２０点）

[考慮要素]

✓問題提起（３点）

⇒ 本問では、共有者の得た収益および将来得るであろうその共有持分について不当利得の返還請求がなされている。こうした将来発生すべき債権については、基準時までには主張された事実および提出された証拠に基づき、将来において履行すべき状態にある給付請求権の存否を判断しなければならないけれども、現時点において給付判決をすることが必要、適切といえるか

✓共有者の得た収益についての不当利得返還請求権に関する給付適格の判断基準（１２点）

判例：最判昭和 56・12・16 民集 35 卷 10 号 1369 頁 **[百選 22 事件]**

要件①：請求権の基礎となるべき事実関係および法律関係が既に存在してその継続が予想される

要件②：請求権の成否および債務者に有利に作用する将来における事情の変動があらかじめ明確に予測される事由に限られる

要件③：②事由を請求異議事由とする請求異議の訴え（民執法 35 条）を将来債務者に提起させることが債務者に対して不当とはいえない

✓あてはめ：請求適格は認められる（5 点）

請求適格について

要件①：請求権の基礎となるべき事実関係および法律関係が既に存在してその継続が予想される

⇒ Y A間の甲土地の賃貸借契約は有効であり、現在に至るまで問題なく履行されており、太陽光発電事業も堅調であることから、将来の継続も見込まれる

要件②：請求権の成否および債務者に有利に作用する将来における事情の変動があらかじめ明確に予測される事由に限られる

⇒ Yが、回収した賃料からXの持分に該当する金銭を交付したり、Xの持分権を取得するなど

要件③：②事由を請求異議事由とする請求異議の訴え（民執法 35 条）を将来債務者に提起させることが債務者に対して不当とはいえない

⇒ Yが、回収した賃料からXの持分に該当する金銭を交付したり、Xの持分権を取得した事実の主張および立証は比較的容易である

[補足説明]

まずここでは、(a) 請求適格について検討する。本問では、共有者の得た収益についての不当利得返還請求権が訴訟対象とされている。こうした将来発生すべき債権についても、請求権の基礎となる事実関係および法律関係が基準時（：口頭弁論終結時）において存在するとともに、その継続が予測され、さらに将来発生すべき請求権の内容を判断することができ、かつ、給付請求権の存否及び内容につき、将来履行すべき状態になってから、権利者に現在の給付の訴えを提起させて判断をする必要がなく、義務者に請求異議の訴え提起させても不当とは言えない場合に、請求適格が肯定できる。

以下「結論」の補足説明にあるように、判例のような根拠で、請求適格を否定する場合にも、同じ配点を与える。

(3)「あらかじめその請求をする必要がある場合」(民訴135条)(5点)

[考慮要素]

✓「あらかじめその請求をする必要がある場合」(民訴135条)の趣旨

・・・おそらくですが、この文言の解釈の中で、請求適格を論じる答案が出てくるのではないかと思います。そのような答案に対しては、請求権適格の配点20点＋「あらかじめ・・・」の配点5点＝合計25点を前提にした評価点から、2点を減じてください。また、きちんと区分して論じた答案には、評価点に3点を加味してください。

✓義務者(とされる者)の態度

[補足説明]

この要件は、現時点において給付判決を得ておく必要性に着目するものである。たとえば、定期行為(民法542条1項4号)のように、給付義務の性質や内容から履行期に適時に履行される必要がある場合には、こうした必要性が認められる。

こうした性質を持つ給付義務以外でも、義務者が請求権の存在や内容を争い、履行をする意思がないことが明確な場合、あらかじめ給付判決をする必要があるとされる。たとえば、債務者が明確に履行しない意思を明らかにする場合だけでなく、継続的、反復的な給付義務について、履行期が到来している部分について不履行があれば、任意の履行は期待できないといえる。これらについては、どのような内容の給付義務であるかを問わず、弁済期が到来し将来その義務が現実化した時点において、被告による即時の給付が期待できない場合であるから「あらかじめその請求をする必要がある場合」(民訴135条)に該当する。

3 あてはめ(5点)

[考慮要素]

請求適格の肯定、必要性の存在を前提に、本件訴えは、現在給付の訴えの部分はもちろん、将来給付の訴えの部分についても、適法となる。

⇒ 賃貸期間は20年で固定され、すでに10年が経過していること、これまで賃料については適切に支払われてきたこと、さらに、太陽光発電事業自体の堅調さからAから解約することが考えにくいこと、等々

[補足説明]

判例には、共有者の一人が共有地を第三者に駐車場として賃貸して得る収益のうちその持ち分割合を超える部分につき、当該共有者に対して他の共有者が有する不当利得返還請求権についても、将来の給付の訴えにおける請求適格を否定したものがある(最判昭和6

3・3・31判時1277号122頁、最判平成24・12・21判時2175号20頁、共有建物を他に賃貸して得る収益のうちその持分割合を超える部分の不当利得返還請求権について請求適格を否定したものとして、最判平成12・1・27民集54巻1号1頁）。

その理由は、共有者と第三者との賃貸借契約の存続について、賃貸借契約の解約が専ら賃借人の意思に基づいてされることがあり得ること、現実の賃料収受については、賃借人の事情に左右されるものであり、本問のような不当利得返還請求権は、これらの事情に依拠するものであることによる。

本問の結論として、不適法とするものも、以上の理由を押さえたあてはめがなされている場合には、配点（5点）を前提に評価し、点数を付与することとする。

以上